

木造の柱の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件

平成十二年五月二十三日
建設省告示第千三百四十九号
改正

平成一三年六月一二日国土交通省告示第一〇二四号

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第四十三条第一項ただし書及び第二項ただし書の規定に基づき、木造の柱の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を次のように定める。

建築基準法施行令(以下「令」という。)第四十三条第一項ただし書及び第二項ただし書に規定する木造の柱の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準は、次のとおりとする。

- 一 令第三章第八節第二款に規定する荷重及び外力によって当該柱に生ずる力を計算すること。
- 二 前号の当該柱の断面に生ずる長期及び短期の圧縮の各応力度を令第八十二条第二号の表に掲げる式によって計算すること。
- 三 前号の規定によって計算した長期及び短期の圧縮の各応力度が、平成十三年国土交通省告示第千二十四号第一第一号口に定める基準に従って計算した長期に生ずる力又は短期に生ずる力に対する圧縮材の座屈の各許容応力度を超えないことを確かめること。

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則

(平成一三年六月一二日国土交通省告示第一〇二四号) 抄

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

All Rights Reserved, Copyright (C) Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism